

参考資料①

沖縄県公立小中学校教職3年目研修実施方針

平成27年11月25日教育長決裁
改訂平成29年1月24日教育長決裁

第1 趣旨

初任者研修を修了した採用3年目の教諭の知識技能及び教職員としての使命感の向上に資するため、沖縄県公立小中学校教職3年目研修（以下「教職3年目研修」という。）の実施について方針を定め、研修等の充実を図る。

第2 実施機関

各教育事務所

第3 対象等

- 1 沖縄県内の公立小学校及び中学校の教諭のうち、初任者研修を修了した採用3年目の教諭を受講対象者とする。
- 2 他の都道府県で初任者研修を修了した者は、教職3年目研修の対象者としない。
- 3 病気休職等により、当該年度に教職3年目研修を受講できない者については、受講者の所属長があらかじめ教育事務所長に届出の上、当該事由がなくなった日の次の年度に受講するものとする。
- 4 病気休職等により、当該年度において第5に定める研修の内容の一部の受講については、受講者の所属長が速やかに教育事務所長に届出の上、受講延期の手続きを行い、次の年度に受講するものとする。
- 5 沖縄県公立小中学校教職2年目研修実施方針（平成27年1月14日 教育長決裁）第3の2又は同方針第3の5により、沖縄県公立小中学校教職2年目研修（以下「教職2年目研修」という。）の全部又は一部を受講していない者については、教職3年目研修と併せて教職2年目研修の未受講分を受講するものとする。
- 6 教職5年経験者研修の対象となる年度までに、教職3年目研修を受講していない者については、教職3年目研修を受講した次の年度に教職5年経験者研修を行うものとする。

第4 実施計画

- 1 各教育事務所は、毎年度、教職3年目研修に係る実施計画を作成する。
- 2 教職3年目研修は、校外研修を2日程度、校内研修を5時間程度行うものとする。
- 3 各教育事務所は、実施計画の作成に当たっては、管内の状況に応じ効果的になるよう留意する。

第5 研修内容

教職3年目研修の研修内容は、授業づくり、コンプライアンス等を基本とし、校内研修においては、学校の管理職が指導助言を行う。

第6 施行

この実施方針は、平成29年4月1日から適用する。